

有線一般放送業務開始届

年 月 日

総 務 大 臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。

記名押印又は署名)

電話番号

有線一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第 133 条第 1 項の規定により届け出ます。

届 出 者	業務を執行する役員の氏名			
一般放送の種類				
使用 施 設	自己の設備又は他人の設備 の別			
	設備の規模			
	主たる設備の設置場所			
	その他の設備の設置場所			
業 務	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た放送 事業者名

業務区域			
自主放送	放送番組の編集の基準		放送時間
			1日あたり 時間
			主たる放送事項
業務開始の予定日		業務開始時の受信契約者の見込数	()

注1 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。ただし、届出者が施設者である場合は、添付を要しない。

2 一般放送の種類欄には、第120条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	テレビジョン放送
	ラジオ放送—告知放送業務

3 使用する周波数の欄には、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。

4 設備の規模の欄には、当該施設に係る引込端子の数を記載すること。

5 用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)デジタルテレビジョン放送局の同時再放送」、「(何)社(何)一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。

6 再放送の同意の欄には、「有」と記載するとともに、あわせて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

7 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、有線一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

8 放送番組に関する事項には、テレビジョン放送を行う場合においては自主放送を行う場合に限り記載することとし、ラジオ放送を行う場合においては放送時間及び主たる放送事項に限り記載すること。また、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

9 業務開始時に受信契約者の見込み数の欄のかつこ内には、再放送のみの受信契約者の見込み数を再掲すること。

10 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。